

## 議案第 5 1 号

平成 2 4 年度当初教職員人事異動の方針について

平成 2 4 年度当初教職員人事異動の方針について、下記のとおり定める。

平成 2 3 年 9 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

記

平成 2 4 年度当初教職員人事異動の方針

### 1 基本方針

埼玉県教育委員会の「平成 2 4 年度当初教職員人事異動の方針について」（以下「県教育委員会の方針」という。）に基づき、本市教育界の活性化を図り、気風の刷新と教育効果を高めるため、教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。そのために、全市的視野から長期的展望に立って、計画的に適正な異動を推進する。

### 2 実施要項

県教育委員会の方針にそって実施するが、特に次のことについて配慮して行う。

- (1) 退職については「職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年埼玉県条例第 4 号）」に定めるところによる。
- (2) 教職員の年齢構成不均衡を解消するため、勸奨退職制度の活用を図る。
- (3) 教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (4) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先する。
- (5) 学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織の充実を図るために異動を行う。
- (6) 学校の気風の刷新を図り、教職員の職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者は、積極的に異動を行う。
- (7) 学校の活性化を図るため、積極的に広域的視野に立った人事を行う。

## 提案理由

平成24年度県費負担教職員に係る当初人事異動の実施に当たり、計画的に適正な人事異動を推進するため、基本方針を定めたいので、この案を提出する。